

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	6	豊かな心を育む教育の推進		
主な取組		○ 子どもの権利利益を擁護するための取組の推進		
		○ 体験活動の推進		
		○ 規律ある態度の育成		
		○ 道徳教育の充実		
		○ 読書活動の推進（施策2にも記載）		
		○ 持続可能な部活動の運営（施策10にも記載）		
担当課		生涯学習推進課、高校教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、義務教育指導課		
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
キャリア教育プログラムの実施	0	高校生が学校での学びと自己のキャリアの方向性を関連付けるため、キャリア発達段階に応じたキャリア教育プログラムを実施する。 ○探究型（課題解決型）インターンシップの実施 ・対象：県内高校生 ・開催数：全29プログラムを設定、7～8月にかけて実施 ・参加者数：78人 ○高校生と企業社員との交流会の実施 ・対象：県内高校生 ・開催数：3校で実施 ・開催校：草加東（2/19）、大宮商業（3/13）、川越初雁（3/19） ・埼玉県教育委員会と埼玉県内経済6団体との包括連携協定によるキャリア教育事業 ○キャリア教育プログラム（出前講座型）の実施 ・対象：県内高校生 ・開催数：2回 ・開催校：杉戸（6/26）、鳩ヶ谷（9/4） ・社会課題をテーマに TBS社員（アナウンサー記者、プロデューサー、ディレクター等）と高校生が向き合い未来を拓く力を養う。	探究型インターンシップでは、生徒が設定された課題について、職場体験を通して得た学びを基に自らの考えをまとめ、企業に提案することで、仕事の在り方や企業の考え方について理解を深めることができた。 一方で、進学希望者の多い普通科高校の生徒を含め、県立高校に通う全ての生徒が参加しやすい仕組み作りが課題であり、より多くの生徒に参加機会を提供するための取組の充実が求められる。 高校生と企業社員との交流会では、生徒は2～4社の企業社員と交流することで、実際の働き方や仕事内容の理解を深め、将来の在り方や生き方などを考える機会となった。 キャリア教育プログラム（出前講座型）では、講演内容が生徒の意欲を喚起するものであり、教員とは異なる視点からの助言を通して、生徒の視野を広げるとともに、学校での学びと自己のキャリアの方向性とを関連付けて考える効果が見られた。 一方で、講義中心の構成にとどまらず、グループワークや生徒が主体的に活動できる内容をより一層取り入れていくことが課題である。	高指
産業現場等における実習の実施	0	特別支援学校の生徒が卒業後の進路に関するイメージ形成を図るとともに、就労に必要な態度、習慣を養うため、特別支援学校の生徒が地域の企業等での体験実習に参加する。	地域の企業等での体験実習を通じ、特別支援学校生徒の就労意欲の醸成や進路選択の視野拡大が図られるとともに、就労に必要なルールやマナー、スキル等を企業から直接学ぶことができた。	特教

体験活動の推進	0	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進するため、特色ある体験活動の取組事例の収集・紹介（ホームページ掲載）を行う。 ○ホームページでの紹介件数：107事例	県内の各学校で行われている特色ある体験活動の取組事例の収集・周知を通して、各学校における体験活動の推進を図ることができた。 全ての小・中学校等で、様々な体験活動が実施できている。	義指
青少年げんき・いきいき体験活動事業	193	現代的な社会課題に対応するため、げんきプラザにおいて、体験活動プログラムを提供する。 ○いきいき体験活動事業 ・対象：小・中学校等、特別支援学校（学級）の児童生徒と家族 ・参加者数：47事業1,086人参加 ○わくわく未来事業 ・対象：登校に不安を抱える児童生徒 ・参加者数：18事業511人参加 ○のびのびチャレンジ事業 ・対象：経済的に困難な家庭の児童生徒 ・参加者数：13事業251人参加 ○多文化共生事業 ・対象：外国にルーツを持つ児童生徒と家族 ・参加者数：5事業193人参加	いきいき体験活動事業では、自然体験活動やスポーツ体験を通して、障害のある子供と障害のない子供が関わりを持てるプログラムを計画・実施し、心のバリアフリー化を促進することができた。 わくわく未来事業では、登校に不安を抱える児童生徒が、他者との信頼関係を構築できるよう、仲間とともにコミュニケーションを取りながら調理体験や自然観察、レクリエーション等の活動を行った。その結果、参加者や教育支援センターの指導員から肯定的な評価を得ることができた。 のびのびチャレンジ事業では、ジュニア・アスポートに通う児童生徒及び支援員を対象に、人間関係づくりプログラムやオリエンテーリング等の体験を通して、参加者相互の交流やグループで協力しながら課題解決に取り組んだ。その結果、参加者や支援員から肯定的な評価を得ることができた。 多文化共生事業では、外国にルーツを持つ児童生徒とその保護者を対象に、食文化やスポーツ等の多様な体験活動を行った。これらの活動により、日本や本人の出身国を含む様々な国の文化について理解を深めることができた。	生推
職場体験活動の推進	0	職場体験の意義や工夫した取組等について情報提供を行うとともに、職場体験の事前・事後指導に活用できる関係課の職業紹介動画や出前講座を周知するため、中学校等（さいたま市を除く。）、高校の進路指導主事等を対象とした地区進路指導・キャリア教育研究協議会を開催する。 ○地区進路指導・キャリア教育研究協議会の開催 ・対象：中学校等（さいたま市を除く。）、高等学校の進路指導主事等 ・開催数：4回（10月） ・会場：専門高校 ・参加者数：509人	進路指導・キャリア教育研究協議会における説明動画視聴により、職場体験に関連した取組の周知を図り、学校における職場体験の実施を支援することができた。	義指
自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業	20,051	「規律ある態度」における現在の課題を解決するために、課題を記載した教師用リーフレットを改訂し、市町村を通じて各学校に働き掛ける。また、道徳教育研究推進モデル校や道徳教育研究協議会の取組を通じて教師を支援し、児童生徒が「話を聞き発表する」、「整理整頓」ができていることを実感できるよう努める。 ○道徳教育研究推進モデル校による研究・実践 ・モデル校：小・中学校8校	道徳教育研究推進モデル校における研究の実施や、道徳教育研究協議会での指導事例の共有、教師用リーフレットの改訂等を通して、各学校における指導の充実が図られてきた。その結果、児童生徒の「規律ある態度」の育成につながっていると捉えている。 一方で、小学校における「靴そろえ」「学習準備」「整理整頓」、中学校における「整理整頓」については、目標値である8割を下回った学年が見られ、今後更なる改善が必要である。	義指

		○道徳教育研究協議会における指導例の共有 ・対象：各小・中学校等の道徳教育推進教師等 ・実施日：地区（東西南北）ごとに2～3日（8月～11月） ○「規律ある態度」における課題解決に向けた取組を掲載した教師用リーフレットの改訂（12月）		
	1, 570	子供の規範意識を高め、夢や目標に向かってたくましく生きることができるようにするため、モデル校等の取組を通して本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用を促す。 ○高等学校道徳教育研修会の実施（高校1回） ○道徳教育研究推進モデル校の委嘱（高校2校） 新座柳瀬高校・大宮東高校	高等学校道徳教育研修会を西部地区・北部地区にて悉皆としてオンラインで実施し、モデル校2校の研究内容等を共有することで、道徳教材「彩の国の道徳」の活用を促し、子供の規範意識を高めるための土壌作りができた。 研究内容等の共有だけでなく、学校における課題や改善点等も共有し、より現実的な視点を入れていくことが課題である。	高指
部活動指導充実支援事業 （施策10、17、23、26にも掲載）	8, 790	【部活動指導員・文化部】 部活動指導の内容を充実させるとともに、顧問教諭の負担軽減を図るため、単独で部活動の指導や生徒引率を行うことができる部活動指導員を配置する。 ○県立学校部活動指導員（文化部）：8校8人	部活動指導員の単独指導時間が増えることにより、顧問教員が部活動以外の業務を計画的・効率的に行うことができ、教員の業務負担の軽減につながった。 また、専門性を有する指導員による指導を行うことで部活動の充実・活性化を図ることができた。	高指
	32, 302	【部活動指導員・運動部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導者を配置する。 ○県立学校部活動指導員（運動部）の配置：24校24人	県立学校部活動指導員24人（運動部）を配置し、指導員の単独指導時間の割合を高める事により、教職員の公務分掌等の業務時間の確保や負担の軽減を促進するとともに、部活動指導の充実・活性化を図ることができた。	保体
	10, 106	【サポート事業】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員や外部指導者を配置する。 ○県立学校外部指導者（運動部）の配置：79校110人	県立学校の運動部活動のニーズに応じ、外部指導者を110人配置した。専門的指導力を有する地域の外部人材を活用することにより、指導者の資質向上や負担軽減を図るとともに、部活動の活性化や魅力化、競技力向上を図った。	保体
	76, 514	【地域部活動推進事業・文化部】 中学校において、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るため、国の実証事業の成果や、独自の取組を行っている自治体の好事例を県内に発信した。質の高い指導者を確保するため人材バンクの管理・運営を行った。 ○令和7年度実証事業の実施自治体（文化部）：8市町、県立学校1校 ○埼玉県地域クラブ活動シンポジウムの開催：2回（9月、1月） ○人材バンク（文化・芸術）登録者数:19人	実証事業は8市町及び県立伊奈学園中学校で実施した。 県民を対象としたシンポジウムの開催、市町村教育委員会への訪問ヒアリング等を実施し、国の実証事業の成果や、独自の取組を行っている自治体の好事例を県内に発信し、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実に向けた普及・啓発及び委託を実施した。 また、地域クラブ活動の指導者確保を目的として、人材バンクの管理・運営を行った。専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、人材バンクの登録対象者の拡大等について検討する必要がある。	義指

		【地域部活動推進事業・運動部】 地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るため、実証事業を実施する市町村等への普及・啓発や委託を実施する。 ○実証事業参加市町（学校） ・（南部）戸田市、蕨市、新座市、和光市、上尾市、鴻巣市、北本市、伊奈町 ・（西部）川越市、狭山市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、小川町 ・（北部）本庄市、熊谷市、深谷市、寄居町 ・（東部）行田市、越谷市、久喜市、白岡市、三郷市 ・（県立）伊奈学園中学校 ○人材バンク登録者数 運動部：61人	実証事業は22市町及び県立伊奈学園中学校で実施した。 県民を対象としたシンポジウムの実施、市町村担当者を対象とした実証事業報告会及び研修会、リーフレットの配布、実証事業22市町の取組を紹介する動画の作成・周知、人材バンクの登録対象者の拡大、市町村教育委員会への訪問ヒアリング等を実施し、地域の実情に応じた地域クラブ活動の整備・充実を図るための普及・啓発や委託を実施した。	保体																						
中学校部活動指導員活用事業（施策10, 17にも掲載）	39, 712	【運動部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する市町村を支援する。 ○中学校部活動指導員（運動部）の配置：26市町164人	中学校部活動指導員164人（運動部）を配置し、部活動指導の充実・活性化を図ることで、顧問教員が部活動以外の業務を計画的・効率的に行うことができ、負担軽減につながった。 引き続き、市町村教育委員会に対して部活動指導員による成果等を周知し、希望する市町村に対してより一層適切な配置を進め、部活動の充実や顧問教員の負担軽減を図っていく。	保体																						
	6, 205	【文化部】 部活動指導の充実・活性化を図るため、部活動に専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置する市町村を支援する。 ○中学校部活動指導員（文化部）の配置：15市町35人	部活動指導員の配置により専門的な指導が可能となり、部活動の充実・活性化につながった。また、単独指導の増加により、顧問教員が部活動以外の業務を計画的・効率的に行うことができ、負担軽減につながった。 引き続き、市町村教育委員会に対して部活動指導員による成果等を周知し、希望する市町村に対してより一層適切な配置を進め、部活動の充実や顧問教員の負担軽減を図っていく。	義指																						
施策指標の達成状況・原因分析	● 児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況（％） [出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査] <table><tr><td></td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>小学校</td><td>85.0</td><td>80.0</td><td>93.3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年度目標値</td><td></td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table>				R5	R6	R7	R8	R9	R10	小学校	85.0	80.0	93.3				年度目標値		100	100	100	100	100	【原因分析】 「靴そろえ」では、中学年になると自立を求められ、教員や保護者の声掛けが減るため、自分で意識して行動することが難しくなり、習慣として定着しにくい傾向が見られる。 「学習準備」では、低学年は集中力や自己管理能力が未発達であり、自分で準備を整えることが難しい。まだ習慣が身に付いていないため、継続的な声掛けや支援が必要である。 「整理整頓」では、中学生では教科数の増加や持ち物の多様化により扱う物が多くなるため、整理が難しく、「自分はできていない」という自覚が強まりやすい。こうした要因が重なり、整理整頓の自己評価が低くなる傾向が見られる。	義指
	R5	R6	R7	R8	R9	R10																				
小学校	85.0	80.0	93.3																							
年度目標値		100	100	100	100	100																				

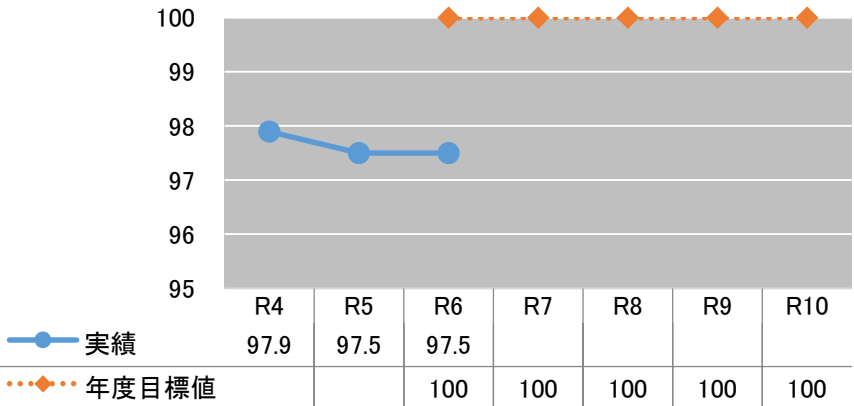
	<table><tr><th></th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>中学校</td><td>86.1</td><td>88.9</td><td>91.7</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>年度目標値</td><td></td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table>		R5	R6	R7	R8	R9	R10	中学校	86.1	88.9	91.7				年度目標値		100	100	100	100	100	
	R5	R6	R7	R8	R9	R10																	
中学校	86.1	88.9	91.7																				
年度目標値		100	100	100	100	100																	
学識経験者の意見・提言	児童生徒の豊かな心を育むためには、教員の過重労働やストレス軽減が不可欠であり、部活動の負担軽減に向け地域部活動推進事業などの取組が必要と考える。また、キャリア教育プログラムについては、経済団体と教育委員会が連携し、高校生と企業の交流や探究型インターンシップを推進していることは好ましい取組である。今後も地域社会と連携を深め、多くの生徒が実践的な体験を積める環境整備を強化すべきと考える。 豊かな心を育む教育の推進には体験活動、道徳教育、部活動は重要であるが、その他にもスマートフォン等の利用が増えることによる自然体験時間の減少など他の面でも課題があるかと思われる。部活動については生徒の人間関係形成に大きな役割を果たしており、持続的な教員負担の軽減を図るために外部指導員の活用促進や地域社会の支援体制整備を県が主導して推進することを期待する。																						
今後の取組	各げんきプラザや、その周辺環境の特色を生かした魅力あるプログラムを展開するとともに、自然を活用した新規プログラムの開発や、参加しやすい時間帯での実施、常設の自然体験スペースの整備に取り組むことにより、自然体験できる時間を増やしていけるよう取り組んでいく。	生推																					
	道徳教育研究推進モデル校が実践する小・中学校や地域との連携、特別支援学校分校との交流などの先進的な取組を通じた成果を研究発表会や県ホームページ等で公開することで、幅広く周知していく。 また、道徳教育に係る外部講師の派遣事業の成果を研修会等で共有することにより、成果の普及の拡大を図り、道徳教育の更なる充実に取り組んでいく。 さらに、全ての県立高校生が参加できる「探究型インターンシップ」を企業や経済団体等と引き続き連携して実施し、企業が抱える課題を生徒自身が考えながら実践的な体験を積むことで、働く意識や将来のキャリア形成に必要な能力を育成していく。	高指																					
	地域の企業等における体験実習を通じて、特別支援学校の生徒が就労意欲を高めるとともに、規律ある態度を身に付けることができるよう取り組んでいく。また、実習可能な企業等を開拓する際には、必要に応じて教育委員会が情報提供を行うなど、現場教員の負担にも配慮しながら、各特別支援学校が継続的に実習活動に取り組むことができるよう支援していく。	特教																					
	学校部活動の地域展開については、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）に基づいて、県内市町村に対し、きめ細かな支援を行っていく。また、中学校部活動指導員活用事業については、引き続き市町村を支援し、部活動指導の充実・活性化を行うとともに、部活動指導員の単独指導時間を増加させることにより、教職員の負担軽減を図っていく。	保体																					

	道徳教育を推進する役割にある教職員を対象とした道徳教育研究協議会等において、道徳教育研究推進モデル校の取組を周知するとともに、道徳教育や体験活動に関する事例の共有を進めていく。また、道徳教育の指導に課題を抱える市町村教育委員会や学校に対しては、県の指導主事が直接訪問し、個々の課題に寄り添った指導・助言をすることで、市町村や学校が児童生徒に対して多様な体験活動の機会を提供することを促すなど、小・中学校等における道徳教育の一層の充実を図っていく。 地域部活動推進事業については、部活動の地域展開に関して県民の理解を深めるためのシンポジウムや市町村教育委員会への訪問を通して、県内の市町村が円滑に部活動の地域展開を進められるよう支援していく。 また、中学校部活動指導員活用事業については、引き続き部活動指導員の配置の成果を周知すること等により市町村を支援し、部活動指導の充実・活性化、教職員の負担軽減を図っていく。	義指
--	---	----

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実		
主な取組		○ いじめ防止対策の推進		
		○ 教育相談活動の推進（施策14にも記載）		
		○ 児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実		
		○ 発達支持的生徒指導の推進		
		○ 児童生徒の自殺予防対策の推進		
		○ 非行・問題行動の防止		
		○ 青少年を有害環境から守るための取組の推進（施策23にも記載）		
		○ 立ち直り支援策の推進		
担当課		生徒指導課、小中学校人事課		
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
いじめ・非行 防止学校支援 推進事業	418	生徒指導上の諸課題の未然防止・早期解決に向けて関係機関との連携を強化するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者が一堂に会する研究協議会、並びに学校と児童相談所との連携研修を実施する。 ○生徒指導主任等研究協議会 ・全体会（動画視聴） ・分科会（4地区・集合型）参加教員人数：1,238人 ○児童相談所との連携研修 ・参加教員数：18人 ・内容：児童相談所業務の説明、業務見学	生徒指導主任等研究協議会実施後のアンケートでは、参加者の96.3%から「校種間の連携を深めることができた」との肯定的な回答を得ており、校種を超えた連携の強化を図ることができた。 令和7年度は、県内児童相談所8所において連携研修を行い、研修参加校において児童相談所業務の理解促進や児童相談所との連携強化を図ることができた。令和7年度末までに、さいたま市を除く全62市町村のそれぞれ1人以上の教員が参加できた。 当該協議会等を通して、引き続き校種を超えた連携を図るとともに、生徒指導主任に限らず、幅広い層の参加につながるよう働き掛けていく。	生指
いじめ未然防 止教育のモデル 構築推進事業	9,120	いじめを未然に防止するために、いじめを起こしてしまう児童生徒の環境や特性を分析し、いじめ加害を生まない学校環境改善や児童生徒のスキル向上へのアプローチのためのプログラムを作成する。学校外の組織と連携することによって、従来のいじめ未然防止教育とは異なる取組を行う。 ○いじめ未然防止教育プログラム ・プログラム内容：いじめ加害を未然に防ぐための「相手の心を理解する力」、「ストレスをコントロールする力」を児童生徒が学ぶための	いじめ未然防止教育プログラムとして、児童生徒がいじめを理解し、ストレスへの対処法などを学ぶことができる動画教材やワークシート等を作成した。作成した動画教材等は、3テーマで児童生徒の発達段階に応じて3種類作成し、市町村教育委員会とも連携し、授業を実施することができた。 引き続き、当該プログラムの活用を周知し、本県の小・中学生、高校生にいじめ未然防止に向けた知識・技能が身に付くよう働き掛けていく。	生指

		教育プログラム（小学校低学年向け動画3本、高学年向け3本、中学校・高等学校向け動画3本） ・プログラム実施：小学校1校、中学校1校、高等学校1校 ・プログラム活用：さいたま市を除く全62市町村の小・中学校、県立学校に動画等教材の配布	さらに、ストレスといじめの関連等について調査研究を行い、当該プログラムの効果的な活用に向けて取り組んでいく。	
ネットトラブルサイト監視事業（施策9、23にも掲載）	4,000	インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止のためサイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見するとともに、学校へ情報提供し、当該生徒への指導及び家庭と連携して見守りを行うなど、学校に早期対応を促す。また、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援するため、ネットトラブル注意報及び啓発動画を県内公立学校へ発信する。 ○業者によるサイト監視活動 ・問題のある書き込みの検出：768件 ○ネットトラブル注意報の発信：12回 ○児童生徒や保護者等への啓発動画の発信：年2回（計4テーマ）	業者によるサイト監視活動により、個人情報や特定できる書き込みや自殺をほのめかす書き込みなどを検出し、学校と共有の上対応につなげることで、インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を図ることができた。 また、児童生徒への啓発資料「ネットトラブル注意報」を発出し、活用を促すことで、学校等での指導につなげることができた。また、サイト監視業務から得られたトラブル事案などをテーマに啓発動画を年2回計4テーマ配信し、児童生徒、教職員、保護者への意識啓発活動を支援することができた。 一方で、各種SNSのプライバシー設定などにより、問題のある書き込みの検出が難しくなりつつあることから、未然防止に係る啓発活動により一層取り組み、ネットトラブルを未然に防ぐ必要がある。	生指
いじめ・不登校対策相談事業（施策14、15、17にも掲載）	1,221,256 （給与費含む）	生徒指導上の諸課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。 ○スクールカウンセラー（SC）の配置（心理に関する支援） ・配置先：小学校677校、中学校352校、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校、教育事務所4所、総合教育センター ・オンライン相談を週5日実施 ○スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置（福祉に関する支援） ・配置先：59市町村、全日制高等学校24校、定時制高等学校8校、教育事務所4所 ・オンライン相談を週2日実施 ○中学校相談員配置助成事業 - 中学校相談員を配置する市町村に対する助成金の交付 ・助成先：62市町村	令和7年度も引き続き、SC・SSWともに全公立学校において利用できる体制を整備した。 児童生徒とその保護者からの相談に対応するほか、教職員に対して心理・福祉等の面から支援に関する指導・助言を行うなどの活動を通じて、学校の教育相談力の向上を図ることができた。 相談員を配置する市町村（さいたま市を除く。）に対し助成することにより、全公立中学校において相談員が配置され、学校の教育相談体制の充実を図ることができた。 一方で、教育相談体制の整備については、全国的な不登校児童生徒の増加やヤングケアラーの認知度向上などの心理的・福祉的ニーズの高まりに対して、現状の配置が適正なものか、また、現在配置されているSC・SSW等が十分に活用されているのかについては確認の必要があり、ニーズに応え得る体制の整備について引き続き検証・検討していく必要がある。	生指
	9,919 （給与費含む）	【SC・SSWによるオンライン相談】 対面での相談が難しい生徒やSC等を直接配置していない学校の教職員からの支援に関する相談を実施するため、オンラインツールを活用して相談等を実施する。 ○スクールカウンセラーによるオンライン相談の実施（週5日）	対面での相談に抵抗のある生徒や、SC等を直接配置していない学校の教職員からの支援に関する相談などについて、オンラインツールを活用して相談や助言を行うことができた。 一方で、前年度に比べると相談件数は増加しているものの、活動日数に対して相談実績が少ないことから、より多くの生徒・保護者や教	生指

		・相談実績：延べ相談件数：132件 ○スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談の実施（週2日） ・相談実績：延べ相談件数：1件	職員からの相談を受けられるよう効果的な広報活動等について検討していく必要がある。	
教育相談事業	20,688	【電話教育相談】 いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者を支援するため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。 ・相談実績：延べ相談件数 6,686件	いじめや不登校等の様々な相談に対応し、自殺や虐待が懸念されるケースにおいては、関係機関との密接な連携を図りながら適切な対応をすることができた。また、面接相談員や臨床心理士、嘱託医と日常的に連携を図り、相談者の悩みの早期解決や新たな対応の方向性の決定につなげることができており、いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者に対し、適切な支援を実施することができた。	生指
SNSを活用した教育相談体制整備事業（施策14、15にも掲載）	18,729	県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応するため、SNSを活用した相談窓口を開設する。 ・対象：さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生（約330,000人） ・相談実績：実相談者数605人、延べ相談件数1,463件	令和7年度は広報ポスターの配布に加え、リーフレットを用いた広報など窓口周知に引き続き努めた。 相談者アンケートにおいては、相談をした者のうち、約73%の子供が「気持ちが軽くなった」と回答するなど、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に寄り添った対応ができた。 また、昨年度に比して、実相談者数、延べ相談件数が増加していることを踏まえて、引き続き、より多くの子供に当窓口を活用してもらえるような体制や効果的な広報活動を実施していく。	生指
市町村立小中学校外部人材配置事業	36,289	【学級運営等の改善のための非常勤講師の配置】 「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。 ○学級運営等改善非常勤講師の配置 ・36件（令和6年度 35件）	配置した非常勤講師が、担任を含む複数の教員と緊密に連携し、学級の実態や課題に即したきめ細かな支援及び指導を行った。その結果、「学級がうまく機能しない状況」に対して適切に対応することが可能となり、学級運営の改善に寄与した。	小中

施策指標の 達成状況・ 原因分析	●いじめの解消率（％） [出典：文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査]  【原因分析】 「平成29年3月改定の「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめが「解消している状態」については、(1)いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている場合と明確化された。 これにより、各年度1月以降のいじめ認知件数は解消率に反映できないため、年度末時点で経年変化を分析することは困難であるが、翌年度7月末時点の調査によって解消率を算出している。 令和6年度に認知したいじめの解消率は97.5%となっており、前年度同調査の97.5%と同様の数値であった。 年度目標に到達しなかった要因として、いじめ防止対策推進法に基づき、児童生徒に寄り添い、初期段階から積極的に対応するよう、県から呼び掛けた結果、学校現場において丁寧な対応が取られたことにより、いじめの解消に相当の期間を有していることが考えられる。 (令和7年度実績値判明 令和8年10月頃の予定)	生指
学識経験者の 意見・提言	昨年度より相談件数が増加しており相談しやすい環境作りが進んでいることが窺える一方で、児童生徒を取り巻く複雑な問題が多くなっているのではないということも推察されるため、実態把握が重要と考える。また、教員が児童生徒一人一人を細やかに観察することは必要だが、教員の負担が大きく十分な時間を割けない現状があるため、外部機関やスクールソーシャルワーカーの活用による教員負担軽減を更に推進すべきと提言する。 いじめは決して許されない問題であり、根絶のための対策は継続的に維持し強化すべきと考える。相談内容の取扱いに配慮しつつ、その結果を学校全体や担任を中心としたチームに還元し、組織的な対応を可能にする体制作りが重要であり、更なる充実を期待する。	
今後の取組	いじめの問題については、未然防止から早期発見及びその後の組織的な対応が重要であるため、「いじめ未然防止教育プログラム」の活用促進や学校に対して、いじめアンケート実施によるいじめ問題の早期発見を働き掛けるなど、幅広く取り組んでいく。また、いじめの初期段階から組織的に対応するため、スクールカウンセラー等専門職の配置や相談窓口に寄せられる相談内容から見る効果的な活用事例の周知により、教育相談体制の充実を図っていく。さらに、インターネットを通じたいじめの対策として、ネットトラブル注意報の配布などの取組を継続的に実施する。	生指
	「学級がうまく機能しない状況」を予防・改善するために、今後も学級運営等の改善を必要とする学校に対して、退職教員等を非常勤講師として配置し、担任と連携した複数の教員によるきめ細やかな指導を行うとともに、校内の指導体制を整え、学級運営の改善につなげていく。なお、生徒指導における加配教員については、国の定数改善の動向を踏まえながら、今後も加配定数の確保を図る。	小中

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	8	人権を尊重した教育の推進		
主な取組		○ 学校・家庭・地域における人権教育の推進		
		○ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善		
		○ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成		
		○ 子供を性暴力の当事者にしないための教育の充実		
		○ 様々な人権教育に対応した教育の充実		
		○ 虐待から子供を守る取組の推進		
担当課		人権教育課		
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
人権教育推進事業	2,514	【人権教育推進体制充実事業】 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催する。 ○埼玉県人権教育推進協議会の開催 ・第1回埼玉県人権教育推進協議会 令和7年7月4日 ・第2回埼玉県人権教育推進協議会 令和8年2月4日	協議会では、令和7年度の人権教育課の事業概要を説明するとともに、男女共同参画の視点に立った教育の推進と児童虐待への学校における対応についての協議を行った。 委員から、学校や地域社会からの視点による意見を頂き、今後の本県の人権教育を進める上での参考となった。	人権
	780	【学校教育における人権教育推進事業】 人権感覚育成プログラムを校内研修等で学びやすくするため、人権感覚育成プログラムの研修資料等を作成する。 ○公立小・中学校等人権教育担当者研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校の人権教育担当者（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：1,027人 ○公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会の開催 ・対象：高校・特別支援学校の人権教育担当者（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：215人 様々な人権課題についての理解促進を図るため、教職員を対象にした研修を実施する。人権教育に関する課題について研究し、指導資料を作成する。	研修会資料に人権感覚育成プログラムを盛り込み、内容の詳しい説明やプログラムの一部を体験してもらい機会を設けたことで、全ての校種で活用率を高めることができた。一方で、高等学校では他校種に比べて活用率が依然として低く、高等学校での活用率を更に高めるため、令和7年度に活用しなかった学校に対しては、「令和8年度 人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画」を提出してもらい際に、昨年度実施できなかった理由の聞き取りを行うとともに、確実な実施についての働き掛けを行う。 教職員を対象とした研修では、様々な人権課題への対応について周知を図り、教職員の理解を深めることができた。また、「北朝鮮当局による拉致問題」に関する指導資料・研修資料を作成することもできた。今後は、より効果的な指導方法を検討するため、様々な人権課題を整理し、指導資料等の充実を進めていく。 いじめをはじめとする身の回りの様々な人権問題について作文を募集した人権作文集「はばたき」を刊行した。県内全公立学校（さいたま	人権

		○公立小・中学校長等人権教育研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校長（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：1,023人 ○公立高等学校・特別支援学校長人権教育研修会 ・対象：高校・特別支援学校長（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：179人 ○公立小・中学校等人権教育担当者研修会の開催 ・対象：小・中・義務教育学校の人権教育担当者（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：1,027人 ○公立高等学校・特別支援学校人権教育担当者研修会の開催 ・対象：高等学校・特別支援学校の人権教育担当者（さいたま市を除く） ・開催数：1回 ・参加者数：215人 児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、いじめをはじめとする身の回りの様々な人権問題について作文を募集し、人権作文集「はばたき」の作成・配布を行う。 ○児童生徒の人権に関する作文の作成・配布 ・33点を収録 〈内訳〉 小学校（19点） 中学校（10点） 高等学校（3点） 特別支援学校（1点） ・応募作品数 約32万7千点 ・県内全公立学校、県内私立学校への配布 ・人権教育課ホームページに掲載	市を除く）および県内私立学校への配布に加え、人権教育課のホームページで作品を公開したことで、多くの学校で授業等において活用された。 その結果、児童生徒の「いじめを許さない」という意識の醸成（豊かな人権感覚の育成）に寄与することができた。	
--	--	--	--	--

施策指標の 達成状況・ 原因分析	●「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合（％） 【出典：埼玉県による実績調査】						人権
	100 90 80 70 60 R5 89.1 R6 86.2 R7 90.8 R8 85.0 R9 90.0 R10 100 ●—実績 ◆---年度目標値 【原因分析】 令和7年度における人権感覚育成プログラムの活用率は、小学校94.2%、中学校92.7%、高等学校72.5%であった。いずれの校種においても活用率は前年度より向上し、とりわけ高等学校においては約23ポイントの大幅な伸びが見られた。しかし、校種別にみると、高等学校での活用率は依然として他校種に比べて低い状況にある。 高等学校における活用率が低かった要因として、一部の学校では、年度当初に提出した「人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画」に本プログラムが位置付けられていなかったことが挙げられる。年度途中で急遽位置付けを行ったものの、計画への位置付けが遅れたことにより計画どおりの実施とならなかったことが、活用率の低かった要因と捉えている。						
学識経験者の 意見・提言	外国人児童生徒の増加をはじめ、人権課題は複雑化・多様化する中、人権教育の重要性は増していると考え。こうした中、人権感覚育成プログラムの高校での活用率が前年度から大幅に上昇してはいるものの他校種と比較すると低い状況にあり、今後もより一層の活用が求められる。また、豊かな人権感覚を育むためにも、「はばたき」を活用した取組に高校生も含めて一層注力するべきと考える。 教育委員会が作成した「人権感覚育成プログラム」を、多くの学校が目標値を上回って活用している点は高く評価できる。今後は導入が進まない高校への働き掛けを継続しつつ、高校生の発達段階に即した内容へと吟味していく必要がある。また、高校における人権作文の取扱いも少ないため、冊子「はばたき」を有効活用し、生徒が人権を身近な題材として深く考える取組を期待する。						
今後の取組	高等学校における人権感覚育成プログラムの更なる活用を図るため、各校が自校の実情に応じて適切なプログラムを選択できるよう、「校種別人権感覚育成プログラム一覧表（高等学校）」に人権感覚育成の視点を加えた資料を作成する。これにより、各校がプログラムの特徴やねらいを把握しやすくなり、人権教育の計画的・効果的な推進を促す。作成した資料は、校長研修会、人権教育担当者研修会、年次研修会等で広く周知する。また、令和7年度にプログラムを活用しなかった高等学校に対しては、「令和8年度 人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画」の提出時に未実施の要因を把握するとともに、確実な実施を働き掛ける。さらに、人権作文集「はばたき」の高等学校における活用促進に向け、第50集記念号において高校生による題字やイラスト、写真を掲載するなど内容の充実を図り、生徒が「はばたき」をより身近に感じ、人権への関心を高めることで、人権作文への応募拡大を図るとともに、人権を自らの課題として主体的に考える取組を推進する。						人権